

## 小豆島町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小豆島町がインターネット上に公開しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載できる広告(以下「広告」という。)はバナー広告とし、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝等に類するもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定するホームページ(以下「広告主ホームページ」という。)の内容についても適用する。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告を掲載する場所及び枠数は、町ホームページのデザイン等を考慮し町長が決定する。

(広告掲載の申込)

第4条 町ホームページに広告を掲載しようとする者は、小豆島町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする原稿と原稿の入った記録メディアを添えて町長に提出するものとする。

(掲載料金及び納付方法)

第5条 バナー広告の掲載料金は、次のとおりとする。

月額 5,000円/枠

2 広告主は、前項の掲載料金について、当該広告の掲載を希望する日の1週間前までに町の発行する納付書により納付するものとする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1箇月を単位とし、延長できるものとする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は掲載の可否を決した場合は、小豆島町ホームページ広告掲載決定(却下)

通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 掲載を可とした広告掲載の順位は、受付順とする。

(広告掲載の取消)

第8条 小豆島町ホームページ広告掲載決定通知書により申込者に掲載を通知した後であっても、次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は取消できるものとする。

(1) 町ホームページの運営上、重大な支障又は変更の必要性が生じたとき

(2) 申込者が掲載料金を納付期限までに納付しないとき

(3) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(4) 広告主ホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき

(5) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、小豆島町ホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする

(リンク先の変更)

第9条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の2週間前までに小豆島町ホームページ広告リンク先変更申出書(様式第4号)により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、小豆島町ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の1週間前までに小豆島町ホームページ広告取下申出書(様式第5号)により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、町長が第9条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、その事由が広告主の責めに帰さないときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 広告掲載料の返還を受けようとするものは、小豆島町ホームページ広告掲載料返還請求書(様式第6号)により町長に請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。